

ちばしんきんコラボ産学官会則

(名称)

第1条 本会は、ちばしんきんコラボ産学官と称する。

(所在)

第2条 本会の事務局を千葉信用金庫（千葉市中央区中央2丁目4番1号）内に置く。

(目的)

第3条 産学官連携による研究開発を促進し、新商品・新産業の創出により地域経済の活性化を図る。
2 大学、企業並びに公的研究機関等の参加による研究会（勉強会）活動が立ち上げられるような環境を醸成する。

(事業・活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、一般社団法人コラボ産学官と密接に連携し、次の事業および活動を行う。

- (1) 全国の教育研究機関を核に、地域の企業および国・地方自治体の連携を推進するネットワークを支援する事業
- (2) 産学官連携や知的財産に関する各種セミナー、研究会、講演会等の開催
- (3) 産学官連携および知的財産に携わる人材育成や人材交流の支援
- (4) 産学官連携による新規事業、ベンチャー企業等の支援
- (5) 産学官連携および知的財産にかかわる情報収集と会員への発信
- (6) 会員相互の協力や関係学会および関係組織との協力の奨励、助成および促進
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業および活動

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、かつ千葉県内に事業所を有する個人事業者または企業（団体）とする。

また、本会の目的に賛同し、その事業を援助する団体は賛助会員とする。

なお、一般社団法人コラボ産学官の会員は本会の特別会員として、本会の活動に参画することができる。

- 2 会員は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないものとする。
- 3 会員は、会員自らがまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為

(会費等)

第6条 本会の会員は、次の会費を納入する。但し10月1日以降翌年3月31日迄の新規加入会員は、5,000円とし、退会時の年会費返還はないものとする。また、本会の特別会員の会費は、原則無料とする。

会員 年額 1口 金 10,000円

賛助会員 年額 1口 金100,000円

(会員の権利)

第7条 会員は、本会主催および一般社団法人コラボ産学官主催の各種セミナー、研究会、講演会等の行事に参加することができる。ただし、一般社団法人コラボ産学官主催の行事の案内や参加申込等は本会を介して行うものとする。

(賛助団体・協力教育研究機関・協力機関)

第8条 本会の賛助団体、協力教育研究機関および協力機関は、次の各号の役割を担う。

- (1) 行政機関等賛助団体は、事業活動に関する助言、各種助成制度を通じて本会の活動を支援する。
- (2) 協力教育研究機関は、会員企業からの技術相談に応じて、課題解決や新技術の開発を支援するほか、知的財産に関する情報提供等を通じて本会の活動を支援する。
- (3) 協力機関は、本会の活動について相互に協力し、地域産業の発展に寄与する。
- (4) 賛助団体、協力教育研究機関および協力機関からは、会費を徴収しない。

(退会)

第9条 会員が退会する場合は、退会届を本会事務局に提出しなければならない。

退会の手続は、本会事務局が別に定める。

2 会員が次に該当する場合は退会処分をすることができる。

- (1) 第6条に規定する会費の納入を怠ったとき。ただし、理事会の議決によるものとする。
- (2) 倒産、破産または解散したとき

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当した場合は、理事会の議決に基づき、代表理事はこれを除名しなければならない。ただし決議前に、この会員には弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 会の名誉を毀損したとき
 - (2) 会員間の信頼関係を毀損したとき、その他会員としてふさわしくない言動をなしたとき
- 2 除名された会員には、書面をもって通知する。
 - 3 代表理事が第1項に規定する除名を行わない、または行えない場合は、総会の議決により、除名することができる。
 - 4 第5条第2項または第5条第3項に該当することが判明した場合は、総会の議決により、除名することができる。

(役員、構成および任期等)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 2名以内
- (3) 理事 25名以内
- (4) 監事 2名

2 役員を選出は、総会において行う。

3 役員は、第5条の会員及び第8条の団体、機関の中から選任するものとする。ただし、代表理事は千葉信用金庫の理事長が就任し、副代表理事のうち1名は千葉信用金庫の常勤理事が就任するものとする。

4 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。また、新たに役員に就任した場合の任期は、現役員の残任期間とする。

5 前第3項で選任された役員が、任期中に人事異動、所属変更等で退任する場合は、後任者が前任者の残任期間まで引継ぐものとする。ただし、次に迎える総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第12条 代表理事は、本会を統括し、本会を代表する。また、本会の円滑な運営を図るため、代表理事が必要と認めた場合には、顧問を置くことができる。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に支障あるときは、副代表理事の互選により定めた者が代行する。

3 監事は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議の種類)

第13条 会議は総会、理事会とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会)

第14条 賛助団体、協力教育研究機関および協力機関からは、会費を徴収しない。

総会は、会員をもって構成され、その2分の1以上の出席により成立する。

2 総会は、代表理事が招集し、代表理事が総会の議長にあたる。

ただし、代表理事に支障あるときは副代表理事が議長にあたる。

3 総会に出席できない会員は、その表決を他の会員に委任することができる。

ただし、白紙委任がなされたときは、議長への委任とみなす。

4 前項の場合は、その会員は出席したものとみなす。

5 総会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 事業計画および予算
- (2) 事業報告および決算
- (3) 会則の改廃

- (4) 役員を選出および改選
- (5) その他代表理事が必要と認めた事項

(理事会)

- 第 15 条 理事会は、第 11 条に規定する役員をもって構成し、その 2 分の 1 以上の出席により成立する。
- 2 理事会は、必要に応じて代表理事が招集し、代表理事が理事会の議長にあたる。ただし、代表理事に支障あるときは副代表理事が議長にあたる。
 - 3 理事会に出席できない理事は、その表決を他の理事に委任することができる。ただし、白紙委任がなされたときは、議長への委任とみなす。
 - 4 前項の場合は、その理事は出席したものとみなす。
 - 5 理事会は、本会の運営および総会の付議事項等を協議し、出席者の 2 分の 1 以上の賛成をもって議決する。
 - 6 理事会は、本会の運営に係る企画立案を協議するため、理事会の下部組織として委員会を設置することができる。

(資産、会計)

第 16 条 本会の資産は、次に掲げる収入による。

- (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) 協賛金
 - (4) その他の収入
- 2 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画、予算)

- 第 17 条 本会の事業計画およびこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、総会において 2 分の 1 以上の承認を得なければならない。
- 2 前項の事業計画を変更する場合も総会において 2 分の 1 以上の承認を得なければならない。ただし軽微な変更については、この限りでない。

(暫定措置)

- 第 18 条 前条にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、決算)

- 第 19 条 本会の事業報告および決算は、毎会計年度終了後、代表理事が収支計算書、その他決算書類を作成し、監事の監査を受け、総会において 2 分の 1 以上の承認を得なければならない。

(事務局)

第20条 事務局は、一般社団法人コラボ産学官との連携を密にし、一般社団法人コラボ産学官からの情報を遺漏なく本会会員へ伝達しなければならない。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の変更)

第22条 この会則は、総会において総会出席者の2分の1以上の賛成により変更することができる。

(解散および残余財産)

第23条 本会の解散は、総会の4分の3以上の議決を得なければならない。

- 2 本会解散に伴う残余財産は、総会の4分の3以上の議決を得て本会目的の類似の公益事業に寄付する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年3月22日から施行する。
- 2 本支部設立当初の事業年度は、設立総会の日から翌年3月31日までとする。
- 3 平成20年5月14日改定
- 4 平成22年5月11日改定
- 5 平成28年5月11日改定
- 6 平成29年5月23日改定

事務局：〒260-0013 千葉市中央区中央 2-4-1

(千葉信用金庫 地域推進部内)

TEL 043-221-4155 FAX 043-221-3135